2		康保險 被保险	食者報酬月	]額算定基礎	礎届	常務理事	事務長	部 長	課長	係 長	係
	(兼)	厚生年金保険	70歳以上被	用者算定基礎届							
令	和 年 月	日提出									
提出者記入欄	事業所 記 号 厚生年金保険		: : I	<u> </u>	<del>.    </del>					受付日	付印
	事業所整理記号		事業所番 号								
	事業所 〒 所在地	_									
	的任地										
	事業所 名 称										
	事業主			社会保険労務士			記載欄				
	電話番号	(	)								
	①健康保険	@ ++ /D PA	**	0 +		*===	<u> </u>				
項目名	被保険者番号	②被保険	有氏名 	③ 生年月日		適用年月 					
	9 (1)	71赤十九四/71 00	報酬月額	<i>₩</i> 57 (Р47 №	① 総計(一定の基	礎日数以上の月のみ)			18 備考		
	給与 給与計算の 支給月 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	③ 合計(①+②)		平均額 正平均額					
1	1	2		3	4	9 月					
	⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 1. 昇給 <b>月</b> 2. 降給	⑧遡及支払額 月	円	i i	歳以上被用者算定			
	9支給月 ⑪日数 4 月 日	円	①現物 円	((3)合計(((1))+((2)) 円	<ul><li>④総計</li><li>⑤平均額</li></ul>	円		定基礎月: 以上勤務 ュス社	月 月) 3. 月額変更予 5. 病休·育休·	定	
	5 月 日	В	В	В		円		\$間労働者(特定i		PICHINA CT	
	6 月 日	В	В	В		円	9. <i>その</i>	)他(		)	
2	0	2	-	3	4	年 9 月					
	(5) <b>健</b> 千円 (9) 支給月 (10) 日数	厚 千円 ①通貨	(6) 年 月 (①現物	⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 (③合計(⑪+⑫)	⑧遡及支払額 月 ①総計	円		歳以上被用者算5 京基礎日:	<u>:</u> 月 月)		
	4 月 日			<u>н</u>		н		<b>↓上勤務</b>	3. 月額変更予 5. 病休·育休·	定	
	5 月 6	В	В	В	16修正平均額	円	6. 短時 7. パー	特間労働者(特定ⅰ −ト	8. 年間平均		
	月日		А	А		Я	9. <i>その</i>	)他(		)	
3	① ⑤	2	<b>I</b> ©	③ ⑦昇(降)給 1. 昇給	<ul><li>④</li><li>⑧遡及支払額</li></ul>	年 9 月	(18)				
	● <b>健</b> 千円 ⑨支給月 ⑩日数	厚 千円 ①通貨			月	円	1. 70点	歳以上被用者算5 定基礎月:	1 月 月)		
	4 <sub>月</sub> <sub>日</sub>	В	В	В	⑤平均額	В	2. 二以 4. 途中		3. 月額変更予 5. 病休·育休·		
	6			В	⑥修正平均額	円	7. パー		8. 年間平均		
				<u>円</u> ③	<u>(4)</u>	円	9. <i>その</i>	0他(		)	
4	(5)	•	6	⑦昇(降)給 1. 昇給	⑧遡及支払額	年 9 月	18				
	<b>健</b> 千円 ⑨支給月 <sup>⑩</sup> 日数	厚 千円 ⑪通貨	年 月 ② 日 ② 日 ② 日 ② 日 ② 日 ③ 日 ③ 日 ③ 日 ③ 日 ③ 日		月	円		歳以上被用者算足 定基礎月:	1 月 月)		
	4 <sub>月</sub> <sub>日</sub>		В	А	⑤平均額	В	4. 途中	<sup>□</sup> 入社	3. 月額変更予 5. 病休·育休·		
	6			<u> </u>	16修正平均額	n n		特間労働者(特定) -ト )他(	8. 年間平均	١	
_	<u> 月 日 円 円</u> ① <b>2</b> (2				3. 70.	· (4)		,			
5	<b>S ©</b>			⑦昇(降)給 1. 昇給	⑧遡及支払額	年 月	18				
	健 千円   ⑨支給月 ⑩日数	厚 千円 ⑪通貨	年 月 <sup>①現物</sup>	月 2. 降給 (③合計(①)+(②)	月 ①総計	円		歳以上被用者算足 定基礎月:	≝ 月 月)		

⑤平均額

⑥修正平均額

円

円

円

5

5

3. 月額変更予定

8. 年間平均

5. 病休·育休·休職等

2. 二以上勤務

4. 途中入社

7. パート

9. その他(

円

6. 短時間労働者(特定適用事業所等)

健康保険

① 被保険者 : 資格取得時に払い出された被保険者番号を、必ずご記入ください。

番 号

③ 生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】 5. 昭和 7. 平成

【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503

⑦ 昇(降)給 : 4月~6月の支払期において、昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を

○で囲んでください。

⑧ 遡及支払額: 4月~6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。

⑩ 給与計算の: 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。

基礎日数 月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入

ください。

※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪ 通貨による : 給料・手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

ものの額

※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額に含めて記入し、「⑧遡及支払額」に

支給月と差額をご記入ください。

② 現物による : 報酬のうち食事・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

ものの額 現物に

現物によるももの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた 価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めが

ある場合があります。)

③ 合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭ 総計: 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上の月(「短時間労働者」の場合は、11日以上の月)の「⑬合計(⑪+⑫)」

を総計した金額をご記入ください。

※「パート」の場合で4月~6月の支払期に17日以上の月がない場合は、15日以上の月の「③合計(⑪+⑫)」を

総計してください。

⑮ 平均額 : 「⑭総計」で算出した金額を「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上の月数(「短時間労働者」の場合は、11日

以上の月数)で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨てしてください。

※「パート」の場合で17日以上ない場合は、15日以上の月数で除してください。

⑥ 修正平均額 : 遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額が含まれている場合は、差額分を除いた

平均額をご記入ください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに

平均額をご算出ください。

⑱ 備考 : 「1.70歳以上被用者算定」は70歳以上被用者の方について提出する場合に○で囲んでください。なお、算定

期間中に70歳に到達したこと等により、健康保険と厚生年金保険の算定基礎月が異なる場合のみ、70歳以上

被用者分の算定基礎月を()内にご記入ください。

「2.二以上勤務」は、被保険者が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。

「4. 途中入社」には、給与の支払い対象となる期間の途中から資格取得したことにより1カ月分の給与が支給されない場合に○で囲み、「9. その他」に入社(資格取得)年月日をご記入ください。(1カ月分の給与が支給

されない月(途中入社月)を除いた月が算定の対象となります。)

「5.病休・育休・休職等」に該当する場合は○で囲み、その期間について「9.その他」にご記入ください。

「6. 短時間労働者」「7. パート」に該当する場合は○で囲んでください。

「8. 年間平均」での算定を希望する場合は○で囲み、申立書・同意書等の添付書類をご提出ください。

以下に該当する場合は、「⑱備考」欄の「9.その他」を○で囲み、( )内にその内容をご記入ください。

7月1日時点ですでに退職している場合 ⇒ (例:6月30日退職)

算定の対象となる給与支払月に被保険者区分に変更があった場合 ⇒ (例:5月に短時間労働者へ区分変更

の場合、「5/1→短時間労働者」と記入)

## お知らせ

· 7月、8月、9月改定の月額変更に該当する場合は、この算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、 『被保険者報酬月額変更届』を必ずご提出ください。(「®備考」欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでください。)

- · 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(または15日・11日)以上の月が1月でもない場合は、従前の標準報酬月額により 決定することになります。
- ・ 年間報酬の平均で算定することを申立している場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準 報酬月額の比較及び被保険者の同意等』に記入した「修正平均」を「⑯修正平均額」欄にご記入ください。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上 勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により 適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。